

仕 様 書

- 1 品 名 シュレッダー
- 2 数 量 1 台
- 3 仕 様 細断サイズ : 約 3 ~ 6 mm × 14 ~ 28mm
最大投入幅 : 310mm (A 3)
最大細断枚数 : A 4 上質紙 / 50 枚以上
ゴミ箱 : 容量 70 L 以上 (屑ならし機能付き)
参考品 : ナカバヤシ NX-506SP
明光商会 UD-F55S-L
石澤製作所 F603L
ライオン事務器 シュレッドギア匠花 55
※参考品以外のものを納入物品とする場合は、事前に承認を得るものとする。
- 4 納入期限 令和 3 年 3 月 31 日 (水)
- 5 納入場所 天王寺区役所 1 階 窓口サービス課
- 6 特記事項
- ・納入時期については、事前に天王寺区役所担当者と打ち合わせること。
 - ・本市の指示する場所に設置し、使用可能な状態にして引き渡すこと。納入や組立等にかかる一切の費用は全て受注者の負担とする。
 - ・応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は指定方法により質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- 7 その他
- ・納入の際、大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。
 - ・職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
 - ・大阪市暴力団排除条例を遵守すること。
- 8 事業担当 〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号
天王寺区役所企画総務課 担当 : 松本
TEL : 06-6774-9625

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車を除く次の各号に定める自動車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。
 - (1) 低公害車
 - ア 天然ガス自動車
 - イ 電気自動車
 - ウ ハイブリッド自動車
 - エ 車両総重量が3.5トンを超えるLPガス自動車
 - (2) ガソリン自動車
 - (3) LPガス自動車（ただし、第1号エに掲げるものを除く。）
 - (4) ディーゼル自動車

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。
なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。
- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書

第 1 条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の天王寺区役所企画総務課（連絡先：06-6774-9625）に報告しなければならない。